

手順書:循環動態に係る薬剤投与関連

32. 持続点滴中の降圧剤の投与量の調整(1)

【特定行為の概要】

医師の指示の下、手順書により、身体所見(意識レベル、尿量の変化、血圧等)及び検査結果等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、持続点滴中の降圧薬(注射薬)の投与量の調整を行う

【当該手順書に係る特定行為の対象となる患者】

血圧の急激な変動がみられており、その他のバイタルや意識レベル、呼吸状態が安定している患者



【看護師に診療の補助を行わせる患者の病状の範囲】

意識状態の変化がない
血圧以外のバイタルサインの変化がない
新たな神経症状の出現、疼痛、呼吸困難の出現がない

病状の範囲外

不安定
緊急性あり

担当医師に直接連絡



病状の範囲内



安定
緊急性なし

【診療の補助の内容】

持続点滴中の降圧剤の投与量の調整
・血圧、脈拍、尿量等をモニタリングする
・添付文書の用法・容量に基づき薬剤の投与量を調整する
ジルチアゼム
ニカルジピン など



【特定行為を行うときに確認すべき事項】

意識状態の変化
バイタルサインの変化
尿量
頭痛、動悸等の自覚症状
薬物による副作用の有無

<確認事項>
異常・緊急性あり

担当医師に直接連絡



【医療の安全を確保するために医師又は歯科医師との連絡が必要となった場合の連絡体制】

担当医師に直接連絡する



【特定行為を行った後の医師又は歯科医師に対する報告の方法】

担当医師に直接連絡する
特定行為の実施を診療録に記載する